



第3回「教育について」

～マイナンバーについて社員に説明したいこと～



Funai Soken
IT Solutions



Contents

・今回の範囲について	・・・ 2
・はじめに	・・・ 3
・社員への説明事項	・・・ 4
・10月までに説明すべきポイント	・・・ 5 ～ 7
・来年1月までに説明すべきポイント	・・・ 8
・まとめ	・・・ 9



◎ 今回の範囲について

先生、今回の内容は
マイナンバーの教育についてですね。



はい。前はマイナンバーの事前準備に関する内容でした。
最後の今回は**社員への教育について**学びましょう。
宜しくお願い致します。

第1回

第1回 マイナンバーとは



第2回

第2回 事前準備について



今回の範囲

第3回

第3回 教育について

◎ はじめに

今回は、
何のための準備？



前回はマイナンバーの事前準備についてお話しました。
今回は、マイナンバーについて社員に説明すべきポイントをお話します。



民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。							
2015年 (H27年)		(10月)		2016年 (H28年)		2017年 (H29年)	
制度				法人番号の 通知・公表	個人番号カードの交付		
					個人番号の利用開始		
						マイポータル 運用開始	
事業者の対応	制度開始に向けた準備 (社内規程の見直し、システム対応、 安全管理措置 等)				従業員の個人番号カード 交付申請取りまとめが可能		
	【番号の取得・本人確認、調書の作成など 早期に番号が必要となる場面の例】 ・年始に雇う短期アルバイトへの報酬 ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬 ・3月の退職 ・4月の新規採用 ・中途退職			従業員等の 番号取得 開始可能	申請書・申告書・調書等 順次番号記載開始 (※厚生年金・健康保険は、 平成29年1月～)		
					従業員研修等		

◎ 社員への説明事項

マイナンバー導入にあたって、
**具体的に何を社員に説明を
したら良いの？**



全社員のマイナンバーを扱う人事総務部門は
もちろんですが、他の社員にもマイナンバー
制度の概要と、マイナンバーを利用する範囲、
そしてマイナンバーの保管・管理に関する
説明が必要になってきます。

個人番号カードが送付される**10月** まで！！

① マイナンバー制度の概要



個人番号カードが送付される**10月** まで！！

② マイナンバーを会社として利用する範囲



マイナンバーの本運用が始まる**来年1月** まで！！

③ マイナンバーの保管・管理

◎ 10月 までに説明すべきポイント

個人番号カードが送付される
10月 までに何を
社員に説明すれば
良いの？



マイナンバー対応として既にプロジェクトメンバのキックオフなど進められていると思いますが、**社員教育としては、制度の概要と開始時期、目的などについて説明する必要があります。**

① マイナンバー制度の概要

② マイナンバーを会社として利用する範囲

③ マイナンバーの保管・管理

〈従業員の給与・福利厚生〉



従業員

マイナンバー
提示

事業者



【作成書類】

- ・源泉徴収票
- ・厚生年金保険被保険者資格所得届
- ・健康保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格所得届

社会保険関係手続

マイナンバーを記載

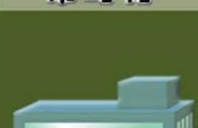
源泉徴収票の提出

マイナンバー 又は
法人番号を記載

年金事務所
健康保険組合
ハローワーク



税務署
市町村



〈商取引〉



外注先

マイナンバー
又は 法人番号
提示

支払調書の提出

マイナンバー 又は
法人番号を記載

◎ 10月 までに説明すべきポイント

その他、10月までには
何を説明すれば
良いの？



前ページに記載のある制度の概要と
開始時期、目的の他、**会社としてマイ
ナンバー**を利用する範囲を説明する
必要があります。

① マイナンバー制度の概要

② マイナンバーを会社として利用する範囲

③ マイナンバーの保管・管理

マイナンバーには 利用・提供・収集に関する制限があります

マイナンバーの利用範囲

社会保障

税

災害対策

注意

法律で限定的に認められた場合を除き
マイナンバーの提供を求めることはできません

◎ 10月 までに説明すべきポイント

その他、10月までには
何を説明すれば
良いの？



前ページに記載のある会社としてマイ
ナンバーを利用する範囲の他、
マイナンバーに関する利用・提供・
収集に関する制限について説明する
必要があります。

① マイナンバー制度の概要

② マイナンバーを会社として利用する範囲

③ マイナンバーの保管・管理

マイナンバーには 利用・提供・収集に関する制限があります



従業員

マイナンバー



事業者

源泉徴収票
支払調書等



税務署

注意

法律で限定的に認められた場合を除き
マイナンバーの提供を求めることはできません

◎ 来年1月までに説明すべきポイント

マイナンバーの本運用が始まる来年1月までには何を説明すれば良いの？



マイナンバーに関する保管・管理について説明する必要があります。

① マイナンバー制度の概要

② マイナンバーを会社として利用する範囲

③ マイナンバーの保管・管理

マイナンバー及び特定個人情報
は法律で限定的に明記された場合を除き
収集・保管することはできません

※特定個人情報＝マイナンバーをその内容に含む個人情報



廃棄

事務を処理する必要がある場合に限り保管し続けることができます
■ 一定期間保存が義務付けられている場合は保管することとなっています

■ 作成事務を処理する必要がなくなった場合
■ 保存期間を経過した場合
⇒ 速やかに廃棄・削除

◎まとめ

一般企業でも、マイナンバーの
施行とともに、社員教育を行う
必要があります。



全社員のマイナンバーを扱う

人事総務部門はもちろんのことですが、
他の社員にもマイナンバー制度の概要と、
マイナンバーを利用する範囲、そして
マイナンバーの保管・管理に関する説明が
必要になってきます。

社員教育を怠ると、マイナンバーの取り扱い
に問題があった際、企業としての責任を
問われる可能性があるため、10月までの
実施を前提とした上でしっかり対応して
いきましょう。

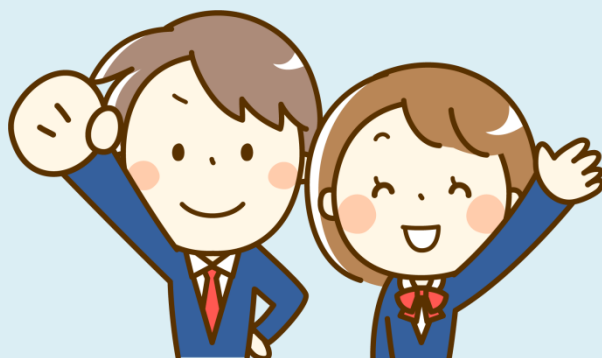
**社員の受講記録を残しておくことも忘れずに
対応していきましょう。**

この度は、eBook「第3回マイナンバーebook“教育について”」をダウンロードいただき、ありがとうございます。

～過剰なシステム、セキュリティ対策に踊らされないためにも～
準備はもうはじめていますか？

何を準備しなくてはならないか、情報収集に翻弄されている方が多いのではないのでしょうか？

FISではマイナンバー対策の情報を発信するブログを開設しています。
マイナンバーの知識を得て、事前にしっかり準備をしておきましょう



ブログは以下のリンクよりご覧ください。

これだけ！ マイナンバー導入直前準備ブログ

・・・ お問い合わせ先 ・・・

株式会社船井総研ITソリューションズ

E-Mail: hubspot@funai-it.com

TEL: 03-5745-4433 FAX:03-5745-4434